

株式会社あしすと

重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用契約書や当該事業所の運営規程の概要、従事者等の勤務体制等、利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 地域密着型通所介護(第1号通所事業 通所型サービス)を提供する事業者について(事業主体)
2. 通所介護(第1号通所事業 通所介護)サービスを実施する事業所について(事業所概要)

| | |
|-----------|--|
| 事業の種類 | 地域密着型通所介護 第1号通所事業 通所型サービス |
| 事業所名 | リハビリセンター あしすと |
| 所在地 | 〒116-0014 東京都荒川区東日暮里1丁目16番1号モンシェール三ノ輪1B |
| 電話番号等 | 電話03-6806-8691 FAX03-6806-8692 |
| 管理者氏名 | 原田 節子 |
| 介護保険事業所番号 | 1371803964 |
| サービス利用定員 | 18名 |
| 通常の送迎実施地域 | 荒川区、台東区 |

3. 営業日および営業時間

| | |
|----------|---|
| 営業日・営業時間 | 月曜日から金曜日(祝日を含む) 8:30~17:00 (12月30日~1月3日は定休日) |
| サービス提供時間 | 午前:9:00~12:15 午後:13:15~16:30 |

4. 職員体制

| | |
|---------|------------------|
| 管理者 | 1名 |
| 生活相談員 | 1名以上 |
| 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| 介護職員 | 3名以上 |
| 看護職員 | 訪問看護ステーションとの連携体制 |

5. 事業目的および地域密着型通所介護(第1号通所事業 通所型サービス)の内容

地域密着型通所介護 (要介護の方) 要介護状態の利用者の方に対し、施設において、生活に関する相談助言、健康状態の確認その他必要な機能訓練ならびに日常生活動作の介助を行うサービスを提供します。

第1号通所事業通所型サービス (要支援の方) 日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善の可能性の高い軽度の要介護状態の利用者の方に対して、生活機能の改善や生活不活発病の予防を目的としたサービスを提供します。

6. 地域密着型通所介護(第1号通所事業 通所型サービス)の内容

サービス計画の作成 地域密着型通所介護(第1号通所事業 通所型サービス)の具体的な目標やサービス内容を計画します。

サービス提供内容 計画に沿って介護サービス、機能訓練、生活・健康相談、送迎等のサービス提供を行い、実施状況および評価を記録します。

ご利用者またはご家族への報告・指導 地域密着型通所介護計画または第1号通所事業計画の目標および内容、サービス実施状況や評価について報告書を作成、説明します。

7. サービスの利用方法等

まずはお電話等でご相談ください。ご見学や体験も承ります。また、介護支援専門員に居宅

サービス計画の作成を依頼している場合は事前にご相談ください。
ご自宅に訪問の上、サービス内容、利用料金などをご説明させていただきます。
内容に同意して頂けましたら、利用契約を締結致します。

利用者の心身の状況等を踏まえて計画を作成し、サービス提供致します。

サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の7日前までに文書でご連絡ください。

当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない理由により、サービスの提供が困難と判断させていただくことがあります。この場合には、終了日の30日前までに文書でご連絡致します。

自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・利用者の要介護等の認定が取り消された場合
- ・利用者が要介護者、要支援者、事業対象者に該当しなくなった場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者及び家族等に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、当社が破産した場合、利用者は即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が利用料金の支払いを1ヶ月以上滞納し、催告の日から起算して14日以内に未納となっている利用料金全額のお支払いを行って頂けなかった場合、利用者や家族等が当社や当社の従業員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合には、文書で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合があります。
- ・地震などの天災、その他事業者の責に帰することのできない事由によりサービスの実施が困難となった場合には、サービスを終了させて頂く場合があります。この場合もこれまでに利用されたサービス分の料金をお支払い頂きます。

8. サービス利用にあたっての留意点

施設内での喫煙は禁止となっております。

騒音等、他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。

施設内での他の利用者様に対する宗教活動、政治活動はご遠慮願います。

9. 利用料金

介護保険から給付を受ける場合の利用料金は下記（1）から（4）の費用の合計金額となります。

それぞれの費用の額については、別紙「利用料金表」をご覧ください。

- (1) 介護報酬に関わる利用者負担分
- (2) 利用者負担以外の費用
- (3) 送迎に要する費用（※「通常の送迎実施地域」以外にお住まいの方）
- (4) 通常の時間を超えて利用した場合の費用

一般的には、利用者の介護保険負担割合に準じ、市区町村から事業者へ直接支払われます。（実費負担費用は除きます。）このため、利用者には残りの費用をお支払いしていただくことになります。（「法定代理受領」）

利用者の状況等により法定代理受領が認められない場合は「介護報酬額」の全額を事業者にお支払いいただきます。その後、事業者からサービス提供証明書を発行致しますので市区町村窓口へ保険給付分をご請求下さい（「償還払い」）

介護保険適応外でのサービス、ならびに介護保険の給付限度額を越えたサービス利用に関わる料金は全額自己負担となります。

10. サービス利用のキャンセル

予定日にご利用ができなくなった場合には、速やかに事業所までご連絡ください。

利用者の都合でサービスをキャンセルされる場合はご連絡時期によりキャンセル料を申し受け
ます。なお、キャンセル料は利用料金と合わせてご請求いたします。

| | |
|---|---------|
| ご連絡時期 | キャンセル料 |
| サービス利用予定日の前営業日の15:30までに連絡を頂いた場合 | 負担なし |
| (月曜日利用の場合は金曜日の15:30まで) | |
| サービス利用前営業日の15:30を過ぎて連絡を頂いた場合 または、連絡をして頂けなかった場合 | 1回の利用額分 |

11. 利用料金の支払い方法

利用料金は次のいずれかの方法でお支払い頂きますようお願い致します。

| | |
|-----------|--|
| 口座自動引き落とし | サービスを利用された翌月27日に、弊社が指定する金融機関から自動引き落としとします。 |
| 金融機関振込 | サービスをご利用された月の翌月末までにお支払いください。 なお、振込手数料はお客様のご負担となります。 |
| 現金払い | サービスを利用された月の翌月末までにお支払いください。 |

12. 個人情報の保護

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での通所介護等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族、代理人の了解を得るものとします。

13. 緊急時、事故発生時の対応方法

サービス利用中に利用者の容態の変化などがあった場合には、家族、医師、救急隊、介護支援専門員等の関係機関へのご連絡を致します。また、速やかに適切な対応を行って後に、重大事故に関しては市区町村への報告を致します。

14. 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えるために、消防計画を作成し、避難訓練等を次のとおり行うとともに、必要な設備を備えることとします。また、訓練実施に当って、地域住民の参加が得られるよう連携します。

- ・防災責任者 藤井 孝光
- ・防災訓練 年に1回予定

15. 感染症対策の強化

定期的な委員会の開催、平時の対策及び発生時の対応を規定した「感染症の予防及びまん延防止のための指針」の整備、従業者への研修・訓練を実施し、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底しています。

16. 虐待防止のために必要な措置

(1) 事業者は、虐待防止のための指針を整備し、委員会の設置・運営をします。また、従業者への研修を定期的に行い、周知・対策の徹底を図ります。

- ・虐待防止担当者 藤井 孝光

(2) 事業者は、通所介護等の提供中に、当該従業者及び養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとします。

17. ハラスメント対策強化

ハラスメントは、介護職員への影響だけでなく、利用者自身の継続的で円滑なサービスへの支障にもなり得るため、下記行為が確認された場合は、利用者又はその家族と協議し、双方合意した上で契約

の解除をさせていただきます。

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避し危害を免れたケースも含む）
個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

18. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、業務継続に向けた計画を策定し、従業者への研修・訓練を定期的に行います。

19. 地域との連携等

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を行います。
- (2) 事業者は、指定地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を概ね6か月に1回開催します。

20. 苦情の受付

事業所内のご相談窓口 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除)

「リハビリセンター あしすと」 【TEL】03-6806-8691 【FAX】03-6806-8692

お客様相談窓口 【管理者】藤井 孝光

施設外のご相談窓口

【市区町村の窓口】【受付時間】8:00～17:15(土日祝除)

荒川区役所 介護保険課 【TEL】 03-3802-3111

台東区役所 介護保険課 【TEL】 03-5246-1244

【東京都国民保険団体連合会の窓口】 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除)

東京都国民健康保険団体連合会 【TEL】 03-6238-0177株式会社あしすと

苦情相談窓口

株式会社あしすと 代表取締役 藤井 孝光